

診療報酬の不正請求により保険医等の取消処分を受けた者に対する  
医師法及び歯科医師法による行政処分について

- 診療報酬の不正請求により保険医等の登録の取消処分を受けた者に対する医師法及び歯科医師法上の行政処分については、基本的には不正請求額などに応じてその処分内容を決定してきたところであり、この考え方については、平成14年12月に本分科会でとりまとめて「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」として公表している。
- 診療報酬の不正請求は、医師、歯科医師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようとするものであり、我が国の国民皆保険制度の根本に抵触する重大な不正行為である。
- 保険医等の取消処分の決定においては、不正請求額の多寡に関わらず取消の期間は一定となっているという事実がある。  
一方、医師法等の行政処分は、不正請求額などに応じた取扱いをしているが、「過失の度合いを行政処分に適正に反映することが困難である」、「複数の医師が関与した事案については、個々の医師の過失の度合いが適正に把握できない」といった課題もある。
- このため、医師法等の行政処分についても、診療報酬の不正請求により保険医等の取消処分を受けた事案については、当該不正請求を行ったという事実に着目し、原則として、不正額の多寡に関わらず、一定の処分内容とすることが適当との結論に達したところである。
- これにより、本日から上記の考え方に基づき厚生労働大臣からの諮問案件について審議を行い、答申したものである。

平成24年3月4日

医道審議会医道分科会  
分科会長代理 鎌田 薫